

大学図書館における利用者サービス



大城 善盛

同志社大学・文学部

□ はじめに

大学図書館は、大学における学術研究と教育を支援する、大学にとってなくてはならない必須の機関である。その負わされた機能を果たすために、大学図書館は研究や教育に役立つ、もしくは、役立つと予期される一次資料（情報）や二次資料（情報）など、さまざまな資料や情報を収集し、組織化（分類・目録）し、利用者に提供する。

大学図書館の存在意義は、利用者の求めている資料や情報を提供してはじめて成り立つものであるが、その利用者

への「提供」という部分の業務を図書館界では「利用者サービス」と呼んでいる。「収集」、「組織化」という業務が資料や情報を対象に行われるのに対し、「提供」という業務は利用者と直接関わりながら行われるので、そのような呼称が用いられるようになった。

大学図書館は、一般には、学術資料を収集し、保管する所というふうに理解されているが、学術研究を支援するための資料と、教育や学習を支援するための資料は内容的に異なる。それと同様、研究者を対象とした利用者サービスと学生を対象とした利用者サービスも内容的に、そして、形態的に異なる。ここでは、紙面の関係上、主に学生を対

象とした利用者サービスについて考察を試みたい。

しかし、ネットワーク時代を迎えた現代、研究者へのサービスも大きな変革を迫られている。研究情報の基盤整備や研究者へのサービス向上が極めて重要な課題になってきている。その課題については、「ネットワーク時代における大学図書館」の中で言及されると思うが、特に重要と思われる点を次節で指摘しておきたい。

□ 研究情報システムの一環としての大学図書館

現代、学術研究の基盤として、全国的な学術情報システム



とおしる・ぜんせい●一九四〇年沖繩県生まれ●専攻は図書館情報学(大学図書館サービス)●著書に「大学図書館の管理と運営」(共著)、「アメリカにおけるライブラリアンシップの発達」、「大学図書館司書の専門性」、「大学図書館における利用者教育」、「生涯学習社会と情報リテラシー」など多数

●大学図書館がうまく機能するためには、図書館長も図書館のことをよく知っている専任館長であることがよく知られている。分館があるところでは、分館も図書館長の管轄下にならなければならないという問題がある。

ムの整備が進展しつつある。それによって、大学における研究情報の量的増大と質的多様化が、これまで以上に進むものと予測される。そしてまた、情報流通の形態も大きく変化すると思われる。

全国的な学術情報システムの整備が進む中で、大学図書館が研究者支援の機能を果たすためには、学術情報センターを中心とした学術情報ネットワークに積極的に参加し、学内の情報システムにおける情報流通の拠点となる必要がある。さらに、学術情報ネットワークを介した図書館間協力を促進し、各大学図書館が所有する情報資源の有効な活用を図る必要がある。

大学図書館間の連携協力については、学術情報センターの共同分担目録作成システムである NACSIS-CAT や、相互貸借システムである NACSIS-ILL の運用によって、一層その環境は整いつつある。研究者は、データベース検索システムである NACSIS-IR で検索を行いながら、直接 ILL (相互貸借) の申し込みができるようになった。また、わが国に文献がない場合、学術情報センターではイギリス図書館文献供給センター (BLDSC) と連携して、ドキュメント・デリバリー (一次資料の入手・配布) までサービスするようになってきている。

しかし、NACSIS-ILLシステムが真にその機能を發揮するためには、学術情報センターに接続（参加）している図書館が、他大学の研究者からの申し込みがあった場合、それを受け付ける体制を整えておく必要がある。そのような体制ができていない図書館は、現在のところ極めて少ない。また、参加図書館間で全国的な現物貸借の協約を結ぶ必要もある。それは、相互協力システムにおいて最も重要なものの一つである。現在、NACSIS-IRで資料の所在を確認できても、現物の貸借を行っていない図書館が多く、NACSIS-ILLは研究者に不満を募らせているシステムになっている。アメリカでは、学術情報センターのような書誌ユーティリティを中核とした大学図書館ネットワークで、現物貸借までするということは極めて常識的なことである。図書館間相互貸借を迅速かつ的確に行うためには、全国的な目録所在情報の形成とともに、本館・分館の連携を強化し、学内の図書館資料の一層の流通促進も必要である。NACSIS-ILLは研究者に不満を募らせているシステムであると前述したが、国立大学の大規模図書館や外国雑誌センター指定図書館には他大学図書館からのコピー依頼が急増しており、コピーで間に合わせられる研究者には非常に喜ばれているシステムであることも事実である。

しかしまた、コピー・サービスというILLがスムーズに遂行されるためには、相互貸借を担当する職員の確保が急務である。文部省は、資源共有・共同利用という観点から、資料費の増額を特定の図書館を中心に行っているが、それに見合った職員の増加は行っていない。

資料費の増加はそれら資料の整理とサービスのための相応の職員増が伴う、というのはアメリカの大学図書館界では常識である。アメリカの大学図書館で、もし図書館長が予算折衝で資料費だけの大幅アップに成功したとしたならば、職員から間違いなくつるし上げをくらう。今後、資源共有の概念は普及し、ILLの重要性はますます高まるであろう。ILL担当職員の確保は、文部省や大学当局が早急に解決すべき重要課題の一つである。

研究者が必要としている資料（もしくは情報）を大学図書館がタイムリーに提供しようと思えば、コピー料金の支払い法をもっと簡便化する必要がある。それは、国立と私立の大学図書館間、そして、私立大学図書館間に当てはまる。私立から国立の大学図書館へコピー依頼をする時、以前は料金を先払いしなければならず、一般に研究者はコピーを手に入れるまでに三〜四週間かかった。現在は、後払いでいいと言う図書館もでてきたので、時間はだいぶ短

縮された。しかし、国立大学図書館間で実施されているような一括清算方式が、何故私立大学図書館も含めた形でできないのか疑問が生ずる。私立大学図書館が、自分の大学の研究者へのサービスを真に向上させたいならば、この課題の解決に積極的に、そして、早急に取り組む必要がある。

しかし、私立大学図書館の間でもこのコピー料金の清算方式は簡便化されていない。その点では、国立大学図書館に要求・交渉する前に、私立大学図書館は私大間で一括支払い方式を確立し、それを国立大学図書館に提示する必要がある。後払い方式であろうと一括清算方式であろうと、一見、研究者には影響ないように見えるが、後払い方式だと担当職員の事務処理量はあまり変わらず、職員不足が叫ばれている今日、事務処理に追われている分、利用者サービスが疎かになる訳である。

研究者への支援については、電子媒体等のニューメディアも積極的に収集し、東工大図書館のCDサーバーと学内LANを利用したCD-ROMの二十四時間サービスのよう、時間的制約を克服すべく大学図書館は努力する必要がある。また、インターネットの普及により、世界の種々の情報が無料もしくは格安で入手できるようになった現在、インターネットへの加入をPRすると同時に、図書館でも

インターネットを利用してさまざまな情報提供ができるよう体制を再編成すべきである。

□ 学生の学習を保障するための基盤整備

平成五年十二月の学術審議会学術情報部会の報告書「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」の中に、大学図書館の主要な機能の一つは学習図書館機能であり、図書館施設の利用者の多くは学生であるので、図書館は学生の関心や能力に応じて利用できるよう、環境や資料の整備を図る必要がある、という主旨のことが書かれている。そして、学習図書館機能については来館利用が主であるので、学習スペースの確保や電子媒体資料等の有効利用のための施設・設備の整備、開館時間の延長など、快適性および機能性の向上に努める必要がある、と提言している。ここで、学生の学習を保障するための基盤としての開館時間と学習資料の整備について考えてみたい。

開館時間

大学における研究と教育は、その性格上、時間的制約を受けることなく、終日そして一年を通して行われる。他方、大学図書館は大学の研究、教育のための必須の機関といわれながらも、そこで働く職員の

時間的制約の中で、その機能を遂行する。利用者サービスの基盤である開館時間は、大学の理想と図書館の現実的制約の二つの相反する要件を調整したところで決まる。

アメリカの大学図書館の開館時間を調べてみると、平均的に平日十四～十五時間（午前八時～午後十または十一時）、週末八～九時間（土曜日午前九時～午後五時、日曜日午後一時～十または十一時）である。わが国の大学図書館と比べると信じがたいほどの長い開館時間である。アメリカでは、研究・教育に果たす図書館の役割に対する深い認識があり、そして、職員の数もわが国の一・五～二倍くらい確保しているところに、そのような状況を作り出す素地がある。

わが国の状況をみると、最近まで夜間部のない大学図書館のほとんどが午後五時もしくは六時に閉館していた。しかし、近年、利用者サービスの意識が向上し、八時くらいまで開館する図書館も多くなってきた。特に、文部省の行政指導の影響もあると思われるが、ほとんどの国立大学図書館が現在では八時もしくは九時以降まで開館している。公立と私立の大学図書館も、国立の刺激を受けてか又は自覚的にか、その要因は定かでないが、開館時間を延ばすところが増えてきている。

規模が同じくらいの国立と私立の大学図書館の職員数を比べると、国立の方がはるかに多いので、国立の開館時間が長く私立が短くても無理もないように思えるが、アメリカでは五時以降の開館は専任の職員は二～三人、残りはパートタイムの職員で運営している。アメリカの例をみると、大学や図書館が開館時間延長の意義を認識しその気になれば、比較的容易に開館時間の延長はできるように思われる。

開館時間の延長については、学期末テストが近づくと日曜開館する図書館があったり、学期末テストと関係なく、常に日曜日でも開館する図書館がでてきたりしている。普通の日曜日でも開館しているある国立大学図書館では、日曜日はOPAC（オンライン閲覧目録）も使えなければ、貸出も行っていないようであるが、(1)目録が検索できる状態にあること、(2)貸出ができること、は図書館サービスの基本である。それ故、一日も早く基本的条件を備えた開館状況にもつていつて欲しいものである。

そしてまた、他の大学図書館でも日曜開館が一般的になる日が早くきて欲しいものである。そのためには、文部省や大学が学習や研究のために如何に大学図書館の開館時間の延長が重要であるかを認識し、それに見合う職員配置を考慮する必要がある。

開架図書

大学図書館が学生の学習を保障するためには、施設と設備の整備を図って快適な学習環境を作り、その環境の中で学習ができるよう開架時間も配慮する必要があるが、もう一つの重要な要件は資料的環境作りである。

図書館に教科書やノートを持ち込んで勉強することも、大学図書館では図書館利用とみなしているが、その考えは公共図書館ではとうてい通用しない。それは何故か。図書館の本質は施設ではなく、そこに所蔵されている資料群だからである。そこで、大学図書館が学生の学習を保障するとはどういうことか、ということを再考すると、それは、図書館が所蔵する資料を学生が抵抗なく使えるようにする、ということになる。

学生が資料を抵抗なく使えるようにする最善の方法は、実際に図書館の資料群（コレクション）を見渡せ、手にとって調べられ、貸出ができることである。すなわち、開架図書の充実である。アメリカの大学図書館では、開架図書という用語が歴史的用語になるのではないかと思われるくらい、百万冊以上の資料を所蔵していても、ほとんどの図書館が貴重書や特別資料以外のすべての資料を開架書庫に配架している。それに対して、わが国ではアメリカのよう

な全面開架をしている大学図書館は未だ少ない。百万冊以上所蔵するところはわが国ではそう多くもないのに、過半数の大学図書館が蔵書の大半を開架書庫に配架し、学生のアクセスを拒否している。

アメリカの大学図書館のように、ほとんどすべての資料に対して学生のフリーアクセスを許すということは一考を要するとしても、少なくともほとんどの学生が十分学習できるような開架図書を準備すべきである。アメリカの学習（学部）図書館の蔵書量や、最近建設されたわが国の大学図書館の開架蔵書冊数をみると、十万冊前後が妥当のように思われる。もちろん、この十万冊前後の資料は、大学のカリキュラムを参考にしながら精選され、なおかつ、読書離れが叫ばれている今日学生の関心領域にも留意しながら、彼らの読書意欲を引き出すような資料で構成されていなければならぬ。そして、それは毎年、相当量の新刊書を追加することによって可能であることも理解する必要がある。

□ 授業シラバスと指定図書

一九九四年三月、国際シンポジウム「大学における教育と研究」の組織委員会から「大学再生のための七つの提

言」が出された。提言一は、「学ぶことのよろこびを与える授業を」で、それを実現する方法として、次のようなことが推奨されている。

授業は、学生に感動を与え、学問することの喜びを感じさせなければならない。そのためには、教授法について工夫し、理解しやすい授業をする必要がある。教授法は基本的に個々の教員の努力にまつべきであるが、組織的な努力として、ニューメディアや各種機器の活用も含め、効果的な授業の進め方について研究会や研修会をもち、互いに評価し合う機会を作るべきである。さらに、授業科目のシラバスを作成して学生に配ったり、学生の理解度を定期的にチェックしたり、学生による授業評価を取り入れることなども考えるべきである。また、新任教員やティーチング・アシスタントに対しては、授業の進め方に関する適切なマニュアルや指導も必要である。〔『大学と学生』三四五号〕

この推奨文は、また、アメリカの大学の学部教育を十年近く見てきた、筆者のこの節の結論でもある。その推奨文の中で、特に授業シラバスが大学図書館と関係が深いので、その部分に焦点を当ててみる。

アメリカの大学の学部教育においては、教員は毎学期ク

ラス始めに必読文献付きの授業シラバスを学生に配る。そして、学生は毎回、該当するところの文献を読んで授業に出ることを期待されている。教員はクラスで問題をなげかけ、学生はそれに応答する形で討論が生まれる。学生の応答は独創的なものであっても構わないが、基本的には、必読文献を読んできているという前提の下での討論である。

アメリカ独特の教育（授業）文化ではないかと思われるくらい、アメリカの大学生はクラスでよく質問する。コメントがあるかどうかを尋ねると、授業の進行に困らない（もしくは、困る）くらいコメントも多い。すなわち、アメリカの大学では対話、討論形式の授業、換言すれば、参加型教育が多い。

上記の必読文献は、多くの場合、図書館に指定図書室（または、コーナー）があり、そこに準備されて学生が来るのを待っている。必読文献は、二〜四時間単位の館内利用のもの（雑誌論文が多い）、一日もしくは三日間貸出のものなど、さまざまである。目指す文献がすぐ利用できる時はラッキーな方で、二番手に目指していた文献を読んでいるうちに、最初の文献もやがて返却されて手に入ることが多い。換言すれば、指定図書室は何時も賑やかで、学部学生はこの必読文献を中心に学習している。

前記のような指定図書制度について、アメリカでも、それは学生の自発的、探求的学習意欲を妨げるものである、と批判する学長や図書館専門家もいるが、筆者には現在のところ、学生に図書館を利用して勉強させる方法としては最善のもののように思われる。

わが国にも指定図書制度に批判的な大学教員がいる。彼等の言い分は、「学生が自主的に学習するところが大学である」、である。しかし、アメリカの批判者と違って、わが国の批判者の頭の中には、教員は研究の一端をクラスで披瀝すればそれでよく、学生が勉強する、しないは、学生の責任である、という戦前のエリート的高等教育観がこびりついている。

現代は、大衆高等教育の時代である。クラークとトロウの学生文化の類型を借れば（喜多村和之編『大学教育とは何か』、「学問型」の学生は極めて少数で、「カレッジエリート型」、すなわち、知識の獲得よりも課外活動や交友にエネルギーを費やす学生が多い時代である。彼等に教育をするためには、教員は教授法について研鑽をつみ、理解しやすい授業を心掛けなければならない。

最近、ファカルティ・デベロップメント (Faculty development) なる用語が流行っているが、大学教員が免

許の要らない職業であることを考えると、アメリカの大学にあるような「大学教育開発センター」が、わが国にもとつくにあつて然るべきである。特に、すべての教員が学習心理学や認知科学という「理解」、「学習」などを理解すべきであり、学習心理学が大学教員（就任の際、または、在職中）に必須でない現在、アメリカのような「大学教育開発センター」の必要度は高い。

わが国の大学、特に私学では授業の負担量（コマ数）が多く、その上、クラスのサイズも三百人以上だったり、教授法以前の問題が山積しているが（アメリカでは、三百人以上のクラスにはティーチング・アシスタントが二〜三人付き、授業の補助からテストの採点までしてくれる）、授業シラバスは人文系や社会系の授業では最善の授業工夫だと思ふ。そして、大学図書館が学生の学習を保障すべくいから一生懸命努力しても、教員が学生に図書館を使うような授業をしない限り、限界がある。それが、アメリカの大学で学び、アメリカの大学図書館で働いてきた筆者が、痛切に感ずることである。

□ レファレンス・サービス

図書館サービスの中にレファレンス・ワークというのがあり、それは、情報や資料を求める利用者に司書が与える人的援助のことである。その援助の方法には二種類ある。

すなわち、必要な情報や資料の見つけ方を教える「利用者教育」と、探している情報そのものを提供する「情報提供サービス」である。レファレンス・サービスとは、レファレンス・ワークができるような図書館体制、すなわち、レファレンス・コレクション（参考図書）の構築やレファレンス司書の配置等も含めた形を指すが、通常はこの二つの用語は区別されずに用いられる。ここでも区別せず、すべて「レファレンス・サービス」の用語を用いることにする。

レファレンス・サービスの内容としては、レファレンス・コレクションの構築から、オンライン情報検索、さまざまな質問への回答、利用者教育等があり、それらはすべて専門的知識や技能を要する業務である。アメリカでは、よくレファレンス・サービスは図書館の顔だと言われる。司書の資格については後で詳しく述べるが、レファレンス・サービスには有能な司書を配置するところが多い。

ある調査によると、わが国の大学図書館でも、アメリカでやっているような種類のレファレンス・サービスを実施している。しかし、その深さが違う。上記のレファレンス

・サービスをやるには、どのような規模の図書館でも最低一人の専任のレファレンス司書が必要である。

しかし、わが国で、五学部以上の大学の図書館を除くと、専任のレファレンス司書をおいている図書館は極めて少ない。多くの中小規模図書館（四学部以下の大学図書館）で閲覧業務と兼務となっている。そのような体制で、まともなレファレンス・サービスができるはずがない。近代の大学図書館を特徴づけるものはレファレンス・サービスであると言われるが、その点では、わが国の大学図書館は未だ一人前になっていない。

アメリカの大学図書館を訪ねると、レファレンス・コレクションの周辺にレファレンス・カウンターがあり、質問のある方はどなたでも遠慮なくお聞き下さい、という感じでレファレンス司書が待機している。まごついてる外国人学生が居ようものなら、すぐにカウンターから飛び出してきて、*May I help you?*と尋ねる。まごつくのは外国人ばかりではない。アメリカの学生の中にも図書館のことを知らない人は多い。

ほんとに、レファレンス司書は大忙しで、最近では、「精力の尽き果て」(Burned out)現象が問題になっているほどである。アメリカの図書館人に、日本では閲覧業務と兼

務でやっています、と説明したと仮定すると、確実に
Are you crazy? という言葉が返ってくるであろう。

□ 利用者教育

大学図書館が真に学生の学習の場となるためには、大学
教員が授業シラバスを作成し、授業の中に図書館を明確に
位置づける必要がある。そして、それに呼応して、図書館
が利用者教育を計画する必要がある。その際に、現代は大
衆高等教育時代で、学問の探求をめざして入学する者はわ
ずかで、多くの学生が目的をはっきりもつことなく入学し、
入学後は講義よりも課外活動に身を入れていいる学生が多い
ということをも、図書館はしっかりと理解し把握しておく必
要がある。

そしてまた、ほとんどの学生が大学に入ってくるまで、
いわゆる「受験教育」しか受けてきていないこと、そのた
めに、彼等の図書館に対する知識は極めて浅く、形だけの
存在であることも認識しておく必要がある。

利用者教育の方法として、レファレンス・カウンターに
おける個人を対象としたインフォーマルなもの、教室等
におけるグループを対象としたフォーマルなものがある。

そして、フォーマルな利用者教育の方が効果が大きい。フ
ォーマルな利用者教育として、次のようなカリキュラムを
提案したい。

(1) オリエンテーション

内容

- ① 図書館のレイアウトや利用規則の紹介
- ② コレクションとその組織化の紹介

実施法 ① 日時 授業開始後より一ヶ月間

- ② 場所 図書館

- ③ 規模 十五〜二十人

- ④ 手段 『図書館案内』の配布、説明、図書館
ツアー

(2) 一般的情報探索指導

内容

- ① 文献の成立過程の説明
- ② 目録の使い方の指導

- ③ 一般的な参考図書、雑誌記事索引の使い方の
指導

- ④ 電子出版物の使い方の指導

実施法 ① 図書館でのワークショップ

- ② クラスへの出向

(3) 専門的情報探索指導

内容 レポート作成のための資料や情報の収集法、情報ファイルの作成法、レポートの構成法、文章

作法、参考文献や注の書き方等の指導

実施法 ①クラスへの出向

②ターム・ペーパー・クリニック

③ 独立科目 (特定主題の文献探索技術の習得を目的とした科目)

上記の利用者教育は、アメリカの大学図書館で実際に実施されているものを、少しアレンジしたものである。(3) 専門的情報探索指導を図書館員がおこなうとは、わが国の大学教員には想像もつかないことではないかと思われる。

アメリカの大学図書館司書のステータスは極めて高く、図書館で実務をしていながら助教授、教授の肩書きをもっている図書館員も少なくない。(それには、それなりの司書養成制度の確立、図書館員の努力等があつてのことであるが)

図書館のオリエンテーションは、前述のように独立しておこなうべきである。そして、必ず図書館ツアーを含めるべきである。わが国の現状は、大学のオリエンテーション

の一環として実施している場合が多く、その際には、受験戦争を戦い終えて一服している新入生に、過密スケジュールで情報を一杯注入するので、その効果に関しては疑問である。

また、利用者教育を図書館案内的に考えて、ベテランや経験の浅い人なども混えて総動員で、オリエンテーションを実施している図書館もあるが、下手すると、その種のオリエンテーションは逆効果を生む可能性をもっていることを理解すべきである。すなわち、オリエンテーションを受けることによつて、学生が図書館嫌いになる可能性もあるということである。

わが国の利用者教育は、せいぜい、(2) 一般的情報探索指導どまりで、そのレベルの利用者教育さえやっているとこころは少ない。その原因として、二つのことが考えられる。一つは、利用者教育の重要性を認識し、その具体的な内容や実施法まで理解している図書館員が少ないことである。

利用者教育は一種の教育である。教育は被教育者を知ることから始まり、教育の内容・方法にまで習熟していなければならぬ。残念ながら、わが国にはそこまで習熟している図書館員はそう多くないように思われる。その要因は、利用者教育担当の専任司書を置かない図書館のサービステ

制にあり、ひいては図書館にそれだけの余裕を与えない大学の認識の浅さにある。

もう一つの原因は、大学教員の図書館員の教育能力に対する不信感である。大学教育は教員の占有領域で、大学教員以外の人でも教育できると思っている教員は、ごく僅かである。大学教育の目的の一つは、学生に主体的な批判精神と情報リテラシーを涵養することであり、そのための最善の方策(の一つ)は、複数の考え方や理論が一杯詰まっている図書館資料を読ませることである。そうであるとすれば、図書館や図書館資料の使い方において、図書館員が教員を補助できるはずである。何故ならば、その分野に関しては、大学教員よりは図書館員の方がよく知っているからである。

しかし、大学教育とは、学生の学習を援助することではなく、教員がもっている知識を教えることであり、教育の主役は学生ではなく教員である、という教育観からは、図書館員の教育機能などは生まれてこない。

また、図書館員が大学教員の信頼を勝ち得るためには、現状のままではだめで、より一層の努力が必要であり、司書職を専門職化しなければならない。それを、最後の節で取り上げる。

□ 学術司書の必要性——結びに代えて

物事をなすときには人が要る。特に、サービス業において人は最重要要件である。一種のサービス業である図書館サービスにおいても、公共図書館界を中心に、「図書館は人なり」という標語がかかげられている。そして、公共図書館界では、司書の資格をもち、なおかつ、サービス対象である住民の心が分かり、サービス意欲に燃えている人の採用を要求している。

しかし、大学図書館界では、機械化やネットワークのことは頻繁に取り上げられるけれども、人のことはあまり話題にのぼらない。まして、有資格者の採用を、などというのはめったに聞かない。それは、大学図書館においては、現行の司書の資格よりも主題知識の方がより重要であることにも一因している。大学図書館では主題にも強い司書が必要であり、筆者は、その種の司書を学術司書と呼んでいる。

アメリカでは、司書は大学院レベルで養成される。そして、大学図書館では、どこの大学院の卒業生でもいいという訳ではなく、アメリカ図書館協会が認定した(図書館情

報学) 大学院の卒業生であることを要求する。そしてまた、多くの大学図書館が、図書館学修士以外の修士(主題修士と呼んでいる)も取得していることを要求したり、希望したりしている。それは、大学図書館が収集する資料はほとんど専門書であり、それらの資料を扱うにはある特定主題の修士レベルの知識が必要である、という認識に立っているからである。

その考えでいくと、すべての主題の知識が必要になってくるのでは?という疑問が起こると思われるが、例えば、英文学の修士号保持者が文学司書、もしくは、人文学司書、化学の修士号保持者が自然科学司書として活躍していることを説明すれば、納得して頂けるだろうか。

ひるがえって、わが国の七〇%以上の大学生の教育を引き受けている私学の図書館を見てみると、採用条件として司書資格を要求するところは十指で数えられるくらいで、ほとんどの大学が司書資格の有無と関係なく、自分のところの卒業生を採用し、図書館に配属している。これまで指摘してきたわが国の大学図書館の問題点の根源はここにある。(国立の場合、国家公務員採用試験Ⅱ種(図書館学)があることを付け加えておく。)

一九九一年に七月に「大学設置基準」が改正され、いわ

ゆる、大綱化ブーム?を巻き起こしている。しかし、図書館の領域では、改正前の基準が閲覧席や資料冊数などハード面しか規定していなかったのが、新基準になってサービスの側面まで踏み込んだ詳しい規定になっている。

特に、著しい変化は、「図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」と規定し、司書職の専門性を認めたことである。筆者は、その専門的職員を学術司書と名付けるべきだと思っている。また、図書館のコンピュータ化が進んでいる現在、専門的職員の中に情報処理の専門家も含まれるようになると思われるが、図書館が気楽にかまえていたら、専門的職員はすべて情報処理の専門家に占められる可能性もある。要注意である。

現在、多くの大学が自己点検・評価を実施、もしくは、実施計画を立てているが、それは図書館にとって非常にいいチャンスである。図書館もその点検・評価に積極的に加わり、設置基準に規定されている専門的職員が配置されていないことを声を大にして指摘すべきである。そして、一日も早く専門的職員の配置を制度化すべきである。